

コミセンの利用について

平成27年10月1日から「使用料」を一部ご負担いただくことになりました。

出雲市行財政改革大綱及び第1期実施計画に基づく使用料・手数料の見直しの一環として、コミュニティーセンターの使用料を平成27年10月1日から一部ご負担いただきます。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

○コミュニティーセンターの使用料徴収における基本的な考え方

コミュニティーセンターは、地域の総合的な市民活動の拠点であることから、使用料を徴収することによって、地域住民の活動が制限されることがあってはなりません。

したがって、コミュニティーセンターの使用料は基本的には無料です。

ただし、個人や私的グループ、事業所や事業組合などが限られた目的のために使用する場
合や、市外に住所がある方が使用する場合については、使用料を徴収します。

(注) 消費税増税等にもなう使用料の改定

集会室はR元年10月より1,520円に改定となります。

伊波野コミュニティーセンター使用料（令和元年10月より）

施設名	料金（1時間）		冷暖房費 使用加算
	一般使用の場合	営利使用の場合	
集会室	1,520円	3,040円	それぞれの使用料の 3割相当額を加算
研修費	500円	1,000円	
会議室（西東）	500円	1,000円	
会議室（西）	250円	500円	
会議室（東）	250円	500円	
実習室	500円	1,000円	
憩いの部屋	500円	1,000円	

*利用時間には、準備や片付けの時間を含みます。

*電気代や水道代は、この料金に含まれます。

*皆様にご使用いただくために使用時間は4時間までとさせていただきます。

お問い合わせ先：出雲市役所自治振興課（TEL0853-21-6619）

伊波野コミュニティーセンター（TEL0853-72-1311）